

災害に遭ったとき

1 所属長に連絡（交通事故の場合は、必ず警察へも届け出てください）

災害に遭ったことを所属長に連絡してください。

また、第三者加害事案の場合は、相手方を特定し、相手の氏名、住所、連絡先、交通事故であれば、相手方車輛の自賠責・任意保険会社の保険証明書番号等を確認します。連絡を受けた所属では、相手方の情報や事故の状況に関する情報収集を指導してください。

2 すみやかに医療機関を受診

できるだけ早く最寄りの医療機関を受診してください。

その際、医療機関の窓口で、公務災害・通勤災害の請求をすることを告げ、認定まで治療費の請求を待ってもらってください。（共済組合員証は使用しないでください。）

3 公務災害・通勤災害の認定請求の準備

公務災害・通勤災害の認定・補償は、被災した職員や遺族からの請求に基づき行われます。医療機関の受診後、速やかに所属の担当者に状況を説明し、公務災害・通勤災害の認定請求手続に着手してください。

地方公務員災害補償基金山形県支部は、請求に基づき、公務災害・通勤災害に該当するかどうかを審査し、その結果を請求者に通知します。

腰痛や疾病などの複雑な事案は、所属を通じて、事前に地方公務員災害補償基金山形県支部に連絡のうえ、認定請求の手続をとるようにしてください。

4 公務災害・通勤災害の認定通知を受けた後

公務災害・通勤災害の認定通知を受けた場合は、直ちに医療機関に連絡し、療養補償の請求手続をとるようにしてください。また、公務災害・通勤災害の認定通知書と同時に送付される「災害補償のしおり」や「公務災害・通勤災害の補償の案内について」をよく読んで事務手続に誤りのないようにしてください。

※ 公務外の災害又は通勤災害非該当である旨の通知を受けた場合は、改めて共済組合員証を使用しお支払いください。

5 傷病が治ったら

傷病が「治ゆ」したら、「治ゆ報告書」を地方公務員災害補償基金山形県支部に提出してください。この場合の「治ゆ」とは、完全に治った場合のほか、症状が固定し、これ以上の医療効果が期待できない状態になった場合（症状固定）を含みます。

地方公務員災害補償基金への請求書等の提出は、すべて所属及び任命権者を經由してください。